

平成 30 年度第 1 回箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1. 日時

平成 31 年 3 月 18 日（月） 午前 10 時 00 分～11 時 15 分

2. 場所

総合保健福祉センター2 階大会議室

3. 出席者

（会長代理）

- ・箕面市健康福祉部長 大橋修二

（構成員）

- ・阪急タクシー株式会社 川崎祥司
- ・一般社団法人大阪タクシー協会 井田信雄
- ・箕面市老人クラブ連合会 奥田一夫
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 後藤孝行 代理
- ・阪急タクシー労働組合 堀内隆彦
- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之
- ・地域創造部長 小山郁夫

以上、委員 8 名出席 2 名欠席、傍聴者 0 名。

4. 協議事項

- （1）箕面市福祉有償運送運営協議会の規約の改正について【資料 1 資料 2】
- （2）福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領の改正について【資料 3 資料 3（当日配布）】
- （3）箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料 4】
- （4）新規申請にかかる審議【資料 6】
一般社団法人らんぷ
- （5）報告案件について

5. 協議結果と質疑応答の概要

- （1）箕面市福祉有償運送運営協議会の規約の改正について
【事務局から資料 1・資料 2 により説明】
事務局：人事異動等による構成員や役職の変更である。
構成員：異議なし。

【協議結果】原案どおり承認された

(2) 福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送運営協議会協議要領の改正について

【事務局から資料 3 により説明】

○質疑応答の概要

事務局：既に福祉自動車以外の普通自動車（セダン等）を所有し、北摂ブロックにて承認されていた事業者もあることから、箕面市運営協議会でもセダン等での輸送も認めるよう変更するもの。運転者の要件では、今後、国土交通大臣が認める要件の研修名称の変更に伴って本市協議会要領を改正しないで済むよう汎用的な文言にしたい。

構成員：国の規定が改正された場合、現在の改正案では協議会を経ずに進んでしまうことになるので、そうではなく、その都度協議会で協議する必要があるのでは。

事務局：運転者の要件については、確認事項という項目であり、協議会にて協議を経なければ登録申請が通らないといった趣旨ではない。

会長代理：ここで決めたいのは、福祉有償運送を始める事業者や運転手の申請を行う場合など、審議をする以前に、こういった要件を備えていなければならないということを明記しておこうという理解で良いか。

事務局：そのとおり。

【協議結果】 原案どおり承認された

(3) 箕面市における福祉有償運送の必要性について

【事務局から資料 4 により説明】

○質疑応答の概要

構成員：箕面市における移動制約者とは、資料に示す要支援や要介護等ここに記載の方のみであり、それ以外は含まれないということで間違いないか。

事務局：間違いはない。

構成員：では、公共交通利用困難者と呼ばれる方々は、先程お聞きした移動制約者の中から抽出された方ということで良いか。

事務局：公共交通利用困難者は、あくまでも箕面市の人口に近畿圏パーソントリップ調査でいわれる公共交通利用が困難な方の率をかけあわせたものである。現在の箕面市の移動制約者との因果関係はない。

会長代理：要支援・要介護・身体障害の方が 9,079 人。知的・精神障害の方が 1,873 人。特定疾患、難病の方などが 1,050 人なので、これは実数として 12,002 人いる。このうちで、公共交通利用困難な方は、総数の推計としてパーソントリップ調査の出現率をもって 6,988 人、これぐらいの方は確実にいらっしゃるだろうと。なので、移動制約者数の内数であることは間違いなし、12,002 人以外の方が 6,988 人の中に入っていることはないか？という確認に関しては「ない」ということで良いか。

事務局：そのとおり。

【協議結果】提案どおり承認された

(4) 新規申請にかかる審議

一般社団法人らんぷ

【事業者から資料 6 により説明】

○質疑応答の概要

構成員：複数乗車される場合は、全てが福祉有償運送の対象者か。

事業者：そのとおり。

構成員：2 時間以上の運送はありえないのか。可能性もないのか。

事業者：可能性もない。現在の会員の状態では 2 時間もかけて移動できない。片道 1 時間が限界と考える。

会長代理：運送区域が、箕面市と北摂ブロック内の市であるが、旅客の範囲の会員所在市町にそれ以外の市の方が含まれているが、これはどうなっているのか。

事業者：現在は利用がないが、いつまた依頼があるか分からないため名簿には掲載している。今後利用があるか見通しが付かない状態。法人に登録があるため記載した。

構成員：前回、北摂ブロックで申請の際、会員住所が全て黒塗りであったため、口頭質問にて登録者が申請区域の方だけであるか確認をしたところ、そうだという話だったので、そのまま承認されたが、その他の市町村の会員がいるのであれば、その市町村を運送の区域とする協議会の承認が必要となる。

事業者：恐らく、その時も名簿から名前を抜いた方がいいだろうという指摘を受けており、実際利用されることもない。

構成員：では、抜くこと。その方々を抜くと現在申請している区域の方のみになるのか。

事業者：そうである。

構成員：仮に、今後また想定している方が会員になる場合は、該当する地域の協議会にかけるということで。現状で利用のない方は省くこと。

会長代理：使用する車は 3 台。運転手は 2 名。ということは、1 台は使用しないのか。

事業者：同時に 2 名が運転することはない。会員の状態に合わせて使い分けが出来るようタイプの異なる車両を 3 台申請している。

【協議結果】一般社団法人らんぷについては、名簿から不要な登録者を省くことで協議が調ったものとする

(5) 報告案件について

【事務局から資料 5 により説明】

○質疑応答の概要

会長代理：今回追加の運転手は、先程審議案件であった協議会協議要領の運転者の資格を満たしているか。

事務局：満たしている。

【協議結果】報告どおり承認された

(6) その他

構成員：前回、オレンジゆするタクシーについて、「体調のすぐれないかた」と表記されていることについて変更すると言われたが、現在どのように変更されているのか。

事務局：「体調のすぐれないかた」という表現については、市及びシルバー人材センターのホームページから削除している。

構成員：現在のオレンジゆするタクシーのパンフレット及びホームページの中で、「長時間の歩行が難しいかた」及び「車いすを利用されているかた」という表記がされているが、これはどういう方を指されているのか。表記が曖昧である。

事務局：車いすをご利用の方は、障害等で利用される方もあるし、歩行困難で公共交通機関を利用できず一時的に車いすを利用される方もいらっしゃるのでは、その両者を指している。

構成員：協議要領の旅客の範囲の「(5) 上記のほか、単独では公共交通機関を利用することが困難であると協議会で認められた者」というところに、例えば、けがをして一時的に車いすになっている方も含まれるのか。

会長代理：高齢者の方で、転倒して大腿骨骨折したというときは、介護認定の申請をされたらその時点から有効になるため、その時点で併せて登録される高齢者の方などはいる。若い方で一時的にバスもタクシーも乗れない方が即会員になれるという意味ではない。指摘のあったホームページの記載内容については、事業所並びに市のホームページは修正を加えるべきは加えるよう見直しを検討する。また、申請概要書類と協議要領の旅客の範囲が一致するように符合することが必要。シルバー人材センターにも適正な運行・運営を行うために伝えるべきことは伝えるということでご了解いただきたい。それは他の事業者も同じ。

以上